

森と海・きずな事業 ～木質エネルギーの活用に向けて～

森林は、木材の生産以外にも生物のすみかとなり、土砂災害を防ぐほか、水を貯めるダムのような働きをするなど大切な役割を担っています。森林整備により川へ流れ込む水量が増え、落ち葉や森の土壌に含まれる多くのミネラルをはじめとするさまざまな物質が海へ運ばれることで、海況環境が向上するとともに海産物の成育などにも効果的と考えられています。

市では、森林本来の機能回復を目指して「森と海・きずな事業」を計画し、森林整備事業を進め、木質エネルギーの活用に向けて取組みを行っています。

今年度は、木質エネルギーを多くのかたに利用していただけるよう薪ストーブなどの導入に向けた助成を行っています。また近年、深刻化している獣害被害への対策を強化し、森林整備と野生獣の餌場となる生息環境整備を両立していきます。

農水商工課農林係 ☎ 25 1231

**新規事業
その1**
薪ストーブ等利用拡大促進事業（募集）

資源循環型社会の構築に向け、間伐材の活用を図るため、森林に放置されている間伐材を搬出し、薪ストーブ用の燃料に加工し、多くのかたがたが活用できるように取り組んでいます。

市内在住者または市内事業所が、市内の住宅もしくは事業所に設置する薪や木質チップなどを主燃料とするストーブやボイラーなどの購入費の一部助成を行います。

申込方法は、申請書に必要事項を記入のうえ、設置場所見取図・購入費などの見積書・カタログなどを添付し、農水商工課農林係へ提出してください。

また、三重県が実施している「家庭用新エネルギー活用システム普及促進事業」との併用も可能であり、購入費負担を軽減することができます。



間伐前

樹幹が密集しているため、森林の成長活力が低下しています。



間伐後

樹幹が開放し、良質な木々の成長が見込めます。



搬出した間伐材

森林内に放置するのではなく、利活用を図るために搬出を行います。



薪ストーブなどに利用

間伐材を利用し、木質エネルギーとして利用します。

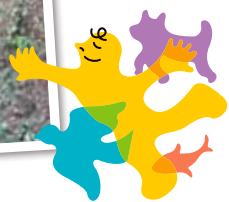
木質エネルギーは、石油などの化石燃料と違い、木々が成長する間に二酸化炭素を吸収し酸素を排出することから燃焼による二酸化炭素を相殺すると考えられています。森林内の木々を間伐して搬出し、薪ストーブなどに利用することで木質エネルギーの地産地消につながり、地球温暖化防止に効果があるクリーンエネルギーとして期待されています。

森林再生・環境創出事業

近年、イノシシ・シカ・サルなどの野生獣の出没や農作物への被害が深刻化しています。

森林環境の悪化により、人と野生獣との住み分けが困難になってきていると考えられていることから、森林内に緩衝帯を整備し、人との住み分けを図るとともに、野生獣の餌場となるような生息環境整備を行います。

かつて野生獣の生息地となっていた森林を再生することにより、集落周辺や農地周辺への出没の減少を図ります。



昨年度から継続して取り組む事業

1 森林環境創出事業

森林環境創出事業は、事業計画地域を約20年にわたり森林の整備を進め、美しい新たな森林を創る事業です。

針葉樹と広葉樹の混合林を対象に森林内の成長の悪い樹木を切り払いし、過密になった木を間伐します。

間伐を行うことで、立木間での成長競争を抑制するとともに病害虫や肥大成長を緩和することができます。また、年輪幅のそろった良質な木材の成長を促し、土砂流出災害を防止するとともに、森林が水源を蓄え・育み・守っていく力である水源涵養力を高めていきます。

2 環境林整備促進事業

市の水源である加茂川上流の河内町・松尾町に接する森林について、古くから人の手が加えられていない広葉樹の環境林を対象に切り払いや伐採を行います。

この事業を促進することにより、山肌に光が差し込み、新芽が芽吹くとともに森林に降った雨が多くミネラル分を含み加茂川に流れこみます。良質な水源を確保すると

ともに、下流の海に流れ込むことにより海況環境の改善にも効果が期待できます。

※海況環境とは、pHや溶存酸素量、プランクトンなど環境要因の総称を示したものです。



3 生産林搬出間伐促進事業

スギやヒノキなどの生産林は人が手を加え、守ってきた森林です。成長の衰えている不良木や台風などによる風倒木などを間伐するとともに、間伐材を搬出し、木材としての有効活用を図ります。搬出間伐事業を通して、美しい森林づくりと林業再生に努めていきます。

4 山林間伐材利活用促進事業（募集）

間伐により森林整備を進めるも、木材は山林に放置されていることから資源の有効活用を図るうえで、木

質エネルギーの利用に努め、森林整備と山林資源の利活用を進めていきます。

また、間伐材の利用・普及を図るための啓発活動なども行っていきます。

間伐を希望されるかたは、山林所有者の承諾を得て、事業申込書に必要な事項を記入して、位置図・現状写真および承諾書などを添付して提出してください。

5 生産林整備間伐促進事業（募集）

市内全域において、スギやヒノキなどを植林している森林所有者または、施業者へ生産林の間伐に必要な経費の30%程度を補助金として交付します。

例えば、自力施業で1ha（10,000㎡）当たりの

森林の土地を取得したとき届出が必要です

個人か法人かによらず、売買契約のほか、相続・贈与・法人の合併などにより森林の土地を新たに取得した場合に、事後の届出として森林の土地の所有者届けが必要です。

所有者となった日から90日以内に、取得した土地がある市町村の長に届出を行います。相続の場合、財産分割がされていない場合でも、相続開始の日から90日以内に、法定相続人の共有物として届出をする必要があります。



間伐を行った場合、5万円の補助金になります。申込方法については、農水商工課農林係と間伐に関する事前打合せを行ったあと事業計画書を提出していただいで事業の開始となります。

また、三重県が行っている補助事業との併用も可能であり、間伐に必要な経費を軽減することができます。